

土地改良施設管理基準

- 頭首工編 -

基準（案）及び基準の運用（案）対比表

平成 24 年 1 月

改 正		現 行(基準部分のみ)	備 考
基 準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)		
<p>1 基準の位置付け この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	<p>1.1 基準の運用の位置付け この基準の運用(以下「運用」という。)は、国営造成施設の頭首工の管理に当たり、土地改良施設管理基準-頭首工編-(以下「基準」という。)を適用する際の運用について定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定に基づき行われた国営土地改良事業によって、一級河川及び二級河川に新築又は改築(ここで、改築とは施設全体にわたる改造工事をいう。)された農業用水の取水を目的とした一定規模以上(ここで、一定規模以上とは、かんがいのための最大取水量が1.0m³/s以上又はかんがい面積が300ha以上をいう。)の国営造成施設の頭首工について適用する。 なお、これに該当しない頭首工については、必要に応じてこの基準を準用するものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>1.1 基準の趣旨 この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲 この基準は、農業用水の取水を目的として一級河川及び二級河川に設置された一定規模以上の頭首工(取水堰にゲートがないもの及びゴム引布製起伏堰は除く。)について適用する。</p>	
<p>2 管理の基本 頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に發揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することを基本とする。 この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>2.1 管理の基本 頭首工の管理の基本は、頭首工が有する取水機能、流水に対する調節機能、堆砂を掃砂させる機能を適正に發揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、構造物及び設備の機能を維持し、長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することである。 管理に当たっては、土地改良法、河川法等の関係法令を遵守しなければならない。</p>	<p>1.3 管理の基本 管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、その機能を維持保全し、かつ、安全性を確保するよう行うことを基本とする。この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	「環境との調和への配慮」及び「長寿命化を図る保全管理」について追記。

改 正		現 行	備 考
基 準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)		
<p>3 管理の組織及び体制 頭首工の管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。 また、管理技術の向上に努めるとともに、頭首工の機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p>	<p>3.1 管理の組織 管理者は、頭首工の管理及び水利用等に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者等からなる組織において調整及び合意形成を行う必要がある。</p> <p>3.2 管理体制の整備・確立 管理者は、頭首工の管理を適正に行うため、土地改良法第7条及び第48条に基づき定められる維持管理事業計画、並びに管理規程等をもとに、施設の規模に見合った管理体制の整備・確立を図ることとする。また、設備の規模等に応じて電気主任技術者等の法令に定められている有資格者を適切に配置するものとする。</p>	<p>第2章 管理の組織及び体制 2.1 管理組織 頭首工の管理に当たっては、当該頭首工の受益者からなる管理のための組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。 管理者は、この決定事項を遵守して管理運用を行うものとする。</p> <p>2.2 管理体制の整備・確立 頭首工の管理に当たっては、施設の規模に見合った管理要員を確保するとともに、管理要員の育成・管理技術の向上に努め管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> <p>2.3 管理技術者 頭首工の管理に当たっては、頭首工の規模、管理施設及び附帯施設の規模、内容等に応じて必要な管理技術者を確保し、配置するものとする。</p>	

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農振興局長通知)		
4 気象・水象の観測 頭首工の管理を適正に行うため、頭首工地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測及び情報収集を行うものとする。	<p>4.1 観測及び観測データの活用 頭首工の管理に当たっては、頭首工地点及び近傍の気象・水象に係る所要項目について観測を行うとともに、効率的に他機関から情報収集し、当該流域の気象特性・流況特性を十分把握するものとし、利水管理及び洪水時等の管理に活用するものとする。</p> <p>4.2 観測施設の設置及び観測 気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p>	<p>第3章 気象・水象の観測、解析</p> <p>3.1 観測項目と目的 頭首工の管理を適正に行うため、頭首工地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測するものとする。</p> <p>3.2 観測施設の配置及び観測 気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p>3.3 河川流況の把握 頭首工の管理に際しては、気象・水象の観測結果に基づき、当該流域の気象特性・流況特性を十分把握しておくものとする。</p>	インターネット等により他機関からのデータが容易に収集出来るようになったことから、情報収集について追記
5 利水管理 頭首工の利水管理に当たっては、河川法等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。	<p>5.1 一般事項 頭首工の利水管理は、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する地域用水機能も勘案の上、年間取水計画を作成し、行うものとする。</p> <p>頭首工下流の利水及び流水の正常な機能の維持のため、河川維持流量の放流に当たっては、常に上・下流域の利水状況の情報及び河川流況を把握するとともに、河川の環境や生態系にも配慮するものとする。</p> <p>5.2 取水管理 取水管理に当たっては、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則、管理規程、取水規程等に基づくとともに、受益者、関係機関等と常に連携を密にし、受益地内の状況、気象・水象等の状況を把握した上で、受益地で必要となる水量を安定的に供給できるよう行うものとする。</p> <p>5.3 渇水時の管理 渇水時の管理に当たっては、気象状況や河川流量及びダム貯水量等を的確に把握し、速やかに水利調整組織及び関係機関と連絡、調整を図りつつ、適正な取水、地区内の用水利用に努めるものとする。</p>	<p>第4章 利水管理</p> <p>4.1 一般事項 頭首工の利水管理に当たっては、受益地の営農状況等を把握の上、河川流況を勘案しつつ、適切な取水量の確保に努めるものとする。</p> <p>4.2 取水管理 取水管理に当たっては、利水者と常に連携を密にし、必要な取水量を確保するとともに、気象状況には十分留意し、気象変化による取水量と河川流量の変動に対応できるよう努めるものとする。 また、これらの状況は適切に記録に残すものとする。</p> <p>4.3 渇水時の管理 渇水時には、速やかに関係者と連携をとり節水に努め、定められた取水量の範囲内で被害を最小限にいとめ、公平にかんがい可能な方策を講ずるものとする。</p>	河川法等関係法令を遵守する旨について追記

改 定		現 行	備 考
基 準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)		
<p>6 洪水時等の管理</p> <p>洪水時等の管理に当たっては、<u>関係法令、頭首工の管理規程(土地改良法第57条の2に規定された管理規程、河川法第90条に基づく水利使用規則に規定された管理規程)等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めるものとする。</u></p>	<p>6.1 洪水時等の管理体制</p> <p>洪水時等の管理体制については、それぞれの管理規程に定められた内容とし、<u>状況に応じ洪水警戒体制をとり、必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>6.2 洪水時等における放流</p> <p>頭首工からの放流は、洪水吐ゲート、土砂吐ゲート等により上・下流域の安全を確認の上、行うものとする。</p> <p>6.3 放流の際にとるべき措置</p> <p>頭首工からの放流によって、上・下流域の水位が急激に変動するおそれがあり、上・下流域において危害が生ずるおそれのある場合は、危害防止のため一般に周知させる措置をとるものとする。</p> <p>また、立札等により日常的に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第5章 高水管理</p> <p>5.1 一般事項</p> <p>頭首工の<u>予備警戒時、洪水警戒時及び洪水時における管理に当たっては、警戒体制を敷き、施設及び上・下流域の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>5.2 ゲートの操作</p> <p>頭首工からの放流は、洪水吐ゲート、土砂吐ゲート等により上・下流の安全を確認の上、行うものとする。</p> <p>5.3 放流の際の一般に周知させるための措置</p> <p>頭首工からの放流によって、上・下流の水位が急激に変動するおそれがあり、上・下流において危害が生ずるおそれのある場合は、危険防止のため一般に周知させる措置をとるものとする。</p> <p>5.4 予備警戒時の措置</p> <p>予備警戒時には、頭首工及び堰上げ区域を適切に管理するため、管理要員の確保、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資機材の点検・整備、関係機関との連絡体制の確立並びに頭首工操作に関する記録等の措置をとるものとする。</p>	

改 正		現 行	備 考
基 準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)		
	<p>6.4 洪水警戒体制における措置 洪水警戒体制においては、頭首工及びその周辺を適切に管理するため、管理要員の配置、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資器材の点検・整備、関係機関との連絡等、必要な措置をとるものとする。</p> <p>6.5 洪水時の措置 洪水時には、洪水の安全な流下に努めるとともに、頭首工施設の異常事態の早期発見と施設の安全確保に努めるものとする。</p> <p>6.6 洪水警戒体制の解除 管理規程において規定された状況になり、施設の安全が確認された時は、洪水警戒体制を解除するものとする。</p> <p>6.7 洪水後の措置 洪水が終息し、洪水警戒体制を解除した後は、できるだけ早期に施設の調査・点検を行い、異常の有無を確認するものとする。</p>	<p>5.5 洪水警戒時の措置 洪水警戒時には、管理要員を適正に配置するとともに、気象・水象情報の収集、流入量の予測、機器類の点検・整備、ゲート操作、関係機関等への通報、頭首工操作に関する記録等のための体制を強化するものとする。</p> <p>5.6 洪水時の措置 洪水時には、洪水の安全な流下に努めるとともに、頭首工施設の異常事態の早期発見と施設の安全確保に努めるものとする。</p> <p>5.7 予備警戒体制及び洪水警戒体制解除の措置 河川水位が低下し、以後増水のおそれがないと認められ、かつ、施設の安全が確認されたときは、警戒体制を解除するものとする。</p> <p>5.8 洪水後の措置 洪水が終息し、警戒体制を解除した後は、できるだけ早期に施設の調査・点検を行い、異常の有無を確認するものとする。</p>	

改 基 準 (事務次官通知)		正 基準の運用 (農村振興局長通知)	現 行	備 考
7 構造物の保全管理 頭首工の正常な機能を維持保全するため、構造物の点検を行うとともに、 <u>長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施するものとする。</u>	<p>7.1 構造物の点検及び整備 構造物について、巡視・計測等の点検を計画的に実施し、変状及びその要因を把握するものとする。 また、構造物の長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等を参考に、点検結果に応じて計画的に整備を行い、構造物の機能を長期に亘って維持するとともに、施設の建設に要する経費から廃棄に要する経費までを合計したライフサイクルコストを低減するよう努めるものとする。 なお、点検結果及び整備の記録を整理し、保管するものとする。</p> <p>7.2 臨時の点検 あらかじめ定めた一定規模以上の地震、大雨又は洪水が発生した場合、あるいは頭首工の保全管理上必要と認められる場合は、頭首工の状態を把握するために必要な臨時の点検を速やかに行うとともに、異常かつ重大な状態が発見された場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。</p> <p>7.3 応急措置 点検の結果、頭首工の保全管理上、整備が必要と認められた場合は、応急措置を行い、頭首工の安全確保に努めるとともに、異常かつ重大な状態が発見された場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。</p> <p>7.4 頭首工周辺の整備及び環境保全 頭首工の正常な機能を維持するため、<u>取水口や取水堰に溜まる塵芥の処理</u>、堆砂の排除、施設付近の除草・清掃、管理橋等の補修等、周辺の整備を行うとともに、周辺の環境に配慮して施設の保全に努めるものとする。</p>	<p>第6章 構造物の管理 6.1 一般事項 頭首工の機能を確保するため、取水口、取水堰及び附帯施設等について、適正な管理を行わなければならない。</p> <p>6.2 取水口及び取水堰の維持管理 取水口及び取水堰の状態を監視するため、必要な計測及び点検を行うものとし、必要に応じ精密調査、応急措置及び補修を実施するものとする。</p> <p>6.3 附帯施設等の維持管理 頭首工の機能を確保するため、魚道、沈砂池など附帯施設や管理橋等の適切な管理を行うものとする。</p> <p>6.4 頭首工周辺の巡視 土砂、ゴミ等の流入、水質汚濁などによる取水機能の障害防止及び安全管理のため頭首工周辺の巡視を行うものとする。</p>		施設の長寿命化を図る観点から、「管理」を「保全管理」とし、頭首工の正常な機能を維持保全するため国等から示される機能保全計画を参考に計画的な整備、補修等を実施する旨について追記

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
	<p>7.5 人身に対する安全管理 頭首工及びその周辺では、管理要員や周辺住民等の安全を図るために、安全設備の設置、保全等を実施し、適正な管理により事故の防止に努めるものとする。</p> <p>7.6 管理記録の整理、活用 観測・計測データ及び点検の結果並びに詳細な調査、整備補修その他の措置の経過及び結果等の管理記録については、これを整理・保管し、その活用を図るものとする。</p>	<p>6.5 安全施設の維持管理 頭首工の管理要員や周辺住民等の安全を図るために、安全施設の設置及び維持管理を行い、事故の防止に努めるものとする。</p> <p>6.6 資機材 点検、補修を行うに当たっては、点検・補修用、防災用、救護用等の資機材を備えるものとする。</p> <p>6.7 管理用図書の整備 頭首工の計画、調査、設計及び施工に関する資料のうち、管理に必要なものは、これを整理し保管するものとする。</p> <p>6.8 管理記録の整理、活用 観測・計測データ及び点検の結果並びに精密調査、補修その他の措置の経過及び結果等の管理記録については、これを整理・保管し、その活用を図るものとする。</p>	

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>8 設備の保全管理 頭首工の正常な機能を維持するため、設備の点検を行うとともに、<u>長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等</u>を参考に計画的な整備を実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p>	<p>8.1 設備の点検及び整備 設備は劣化等による機能低下の予防又は回復のために、操作時、日常、定期、臨時、休止期間ごとに周期と点検項目を定めて、確実に操作ができるよう点検及び整備を実施するものとする。 また、点検及び整備に当たっては、各頭首工の実態に即し、その機能を長期に亘って維持するとともに、設備の長寿命化のため国等から示される機能保全計画等を参考に、ライフサイクルコストを低減するよう配慮するものとする。</p> <p>8.2 完成図書等の整理、保管 設備の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管する必要がある。 また、付属品、予備品についてもこれを適正に保管する必要がある。</p> <p>8.3 データの整理、保管 設備の点検及び整備の結果を記録したデータは、その活用を図るため、保管する必要がある。</p> <p>8.4 観測設備 観測設備は、観測データが正常に継続して得られるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。</p> <p>8.5 機械設備 機械設備は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。</p> <p>8.6 電気・通信設備 電気・通信設備は、各機器が常時正常な作動ができるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。</p> <p>8.7 設備の保全対策と長寿命化を図る保全管理 頭首工の効率的な運用を図るため、設備の点検・整備、補修などの日常管理を通じた保全対策に取組み、国等が策定する機能保全計画等を参考に、<u>設備の長寿命化を図る保全管理に努めなければならない</u>。</p>	<p>第7章 設備機器の管理</p> <p>7.1 一般事項 設備機器の正常な運用を維持するため、点検、整備を計画的に実施しなければならない。</p> <p>7.2 観測設備 観測設備は、観測データが正常に継続して得られるように管理しなければならない。</p> <p>7.3 機械設備 機械設備は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。</p> <p>7.4 電気・通信設備 電気・通信設備は、各機器が常時正常な作動ができるように管理しなければならない。</p>	<p>施設の長寿命化を図る観点から、「管理」を「保全管理」とし、頭首工の正常な機能を維持保全するため国等から示される機能保全計画を参考に計画的な整備、補修等を実施する旨について追記</p>

改 正		現 行	備 考
基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)		
<p>9 土地改良財産の管理</p> <p>土地改良財産の管理については、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び土地改良法(昭和24年法律第195号)並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p>9.1 管理受託のための準備</p> <p>土地改良財産(以下「財産」という。)の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続きを進めなければならない。</p> <p>その際、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう、所要人員の確保と管理技術の習得に努める等、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>9.2 管理委託協定の締結</p> <p>予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号)第5条に基づき、国と管理委託協定を締結し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>9.3 管理費予算の作成</p> <p>管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理が行えることを目標としなければならない。</p> <p>その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員等に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>第8章 財産の管理</p> <p>8.1 財産の管理の根拠法令</p> <p>本章に規定する財産とは、「土地改良財産」をいう。</p> <p>財産の管理については、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び土地改良法(昭和24年法律第195号)並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通達等に定めるところによらなければならない。</p> <p>8.2 財産の管理受託のための準備</p> <p>8.2.1 予定管理者が管理受託のためとるべき法令上の手続</p> <p>財産の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続を進めなければならない。</p> <p>8.2.2 予定管理者における管理受託体制の整備</p> <p>財産の予定管理者は、受託後の施設管理が適正かつ円滑に行われるよう、所要人員の確保と研修に努めるほか、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>8.3 財産の管理委託協定</p> <p>予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号)に基づき、国と管理委託協定を締結しなければならない。</p> <p>8.4 管理費予算の作成</p> <p>管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができることを目標としなければならない。</p> <p>その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく増嵩することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p>	

基 準(事務次官通知)	改 正 基準の運用(農村振興局長通知)	現 行	備 考
	<p>9.4 財産の他目的使用等 管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができる。 なお、財産の他目的使用等に係る使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p> <p>9.5 財産の共有持分付与 管理受託者が受託管理する財産について発電事業、水道事業等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは、あらかじめ、管理受託者は、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。 管理受託者が受託管理する財産について、共有持分付与が行われるときは、管理受託者は、当該施設の維持管理事業計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。また、管理受託者は、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続きをとるものとする。 管理受託者が共有施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分者及び管理受託者の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p>	<p>8.5 財産の他目的使用等 8.5.1 他目的使用等の承認申請 管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、又は収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、財産を総合的に利用させることが関係農家の利益に合致する場合に限り行うことができる。</p> <p>8.5.2 他目的使用等の使用料算定基準 財産の他目的使用等の場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p> <p>8.6 財産の共有持分付与 8.6.1 財産の共有持分付与に関する意見調整 管理受託者の受託管理する財産について発電、水道等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは、あらかじめ、管理受託者は、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。</p> <p>8.6.2 共有持分付与に伴う維持管理計画等の変更 管理受託者が受託管理する財産の施設について、共有持分付与が行われるときは、管理受託者は、当該施設の維持管理計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。 また、管理受託者は、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続きをとるものとする。</p> <p>8.6.3 共同管理協定 管理受託者が共有持分施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分権者及び管理受託者の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p>	

改 正		現 行	備 考
基 準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)		
	<p>9.6 財産の改築、追加工事等 管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申し出を受けた場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>9.7 他の法令による管理との関係 管理受託者が受託管理する財産について、道路法による兼用工作物、河川法による河川の指定、河川管理施設又は兼用工作物となつた場合、国が協議した管理方法、費用負担に基づき、管理委託協定、維持管理計画、管理規程の変更手続をとるものとする。</p> <p>9.8 管理台帳の備え置き 管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。</p>	<p>8.7 改築、追加工事等 管理受託者は、改築、追加工事等を実施しようとするときは、国の承認を受けなければならない。</p> <p>8.8 他の法令による管理との関係 管理受託者が受託管理する財産について、道路法による兼用工作物、河川法による河川の指定、河川管理施設又は兼用工作物となつた場合、国が協議した管理方法、費用負担等に基づき、管理委託協定、維持管理計画、管理規程の変更手續をとるものとする。</p> <p>8.9 管理台帳の具備及び管理状況の報告 管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。 また、管理受託者は、毎年度の管理状況の報告を行わなければならない。</p>	